

筑スポバスケットボールスクール 会員利用規約

第1条＜名称・所在地＞

本スクールは「筑スポバスケットボールスクール」と称し、事務局を福岡県筑後市長浜 2090 番地 7 号に置く。

第2条＜目的＞

本スクールは、特定非営利法人筑後総合スポーツクラブの傘下のもと、地域に根ざした硬式野球クラブとして、地域に生活する人々と共に発展すべく地域野球人口の増加を図り、地域の青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

第3条＜組織・活動＞

1. 本スクールは、筑後地区の各地域を拠点とする小・中学生を対象としたスクールを保有し運営する。なお、練習場所については、筑後広域公園体育館とする。
2. 本スクールの指導日程は別途これを定めるが、諸事情により変更することがある。
3. 年末年始、お盆の時期の活動中止の代替日は設けない。

第4条＜入部・休部・退部＞

1. 入部は、本人及び保護者が、本スクールの趣旨に賛同した者で、健康な男女であることを入会資格とし、希望者は入会申込書に必要事項を記入し、捺印のうえ提出しなければならない。
2. 既にバスケットボールチーム等に入部している者が、それを退部し本スクールに入会することを認めない。ただし、前チームの承認（円満退部）が得られた場合は、入部を妨げない場合もある。
3. 休部・退部をする者は、必ず事前に事務局まで届けなければならない。休部については、期間を3ヵ月以内とし、これを越える場合は自然退部となり、部員資格を失う。ただし、特別な理由が認められた場合はこの限りではない。
4. 休部時の会費については徴収しないこととする。

第5条＜部費＞

1. （月会費）を12ヶ月分の月割りとし、毎月別に定める金額を当月1日に部員指定の口座より、自動引落しする。
2. （年会費）年間活動費は別に定める金額を初回月会費支払い時、年度初め（4月）に部員指定の口座より、自動引落しする。
3. （兄弟特典）兄弟もしくは姉妹で入会している場合は、弟妹は月会費を半額に減額する。

第6条＜変更届＞

部員は、住所、電話番号等、必要事項に変更が生じた場合、速やかに事務局まで連絡しなければならない。

第7条<健康管理>

本スクールに参加する子供の健康状態に関しては、常に保護者が責任をもって管理するものとする。

第8条<除名>

1. 本スクールは、規約を違反したり、会員としてふさわしくない行動をとったりした会員について退会させることができる。
2. 部費の滞納が2ヵ月続く場合は、除名の対象となる。滞納金額が3ヵ月分となっても入金の確認できない場合は除名処分となる。除名となり退会した場合も、入金が確認できるまで請求は続くものとする。

第9条<傷害事故>

練習および試合における傷害事故については、本スクールが応急処置を行うが、その後の処理については保護者が責任を負うものとする。

第10条<保険>

本スクール部員は、入部と同時にスポーツ傷害保険に加入する。保険料は年間活動費に含まれる。加入手続きは事務局にて行う。事故の場合の補償、責任は保険会社の約定通りとする。

第11条<責任>

本スクールの活動中に、例え不測の事故があっても監督、コーチ及び当クラブのすべての関係者に対して責任の追及を行わないものとする。

第12条<その他>

この規約の施行について、必要な細則は別にこれを定める。

第 13 条 < 附則 >

本スクールは、必要に応じて随時本規約を改定することができる。

本規約は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。